

支援策【 】内は制度の主体を表示しています。例【国】=国の制度		対 象	概 要	問 合
みんなで 応援しよう	57	市街地景観保存区域建造物修景事業補助金の拡充【市】	市街地景観保存区域内の建造物の所有者	都市計画課 ☎35-3180
	58	景観重要建造物修景事業補助金の拡充【市】	景観重要建造物の所有者	
	59	景観形成事業(塀等設置)補助金の拡充【市】	板塀などを新設・改修する方	
	60	ブロック塀等対策事業補助金の拡充【市】	ブロック塀、石造、れんが造その他組積造による塀の所有者	建築住宅課 ☎35-3159
	61	伝統的大工技術等継承事業補助金の拡充【市】	地域の伝統的な技法により新築または既存の建築物の修景工事を行う方	
	62	プレミアム付き公共交通利用券の発行【市】	市民	市内の交通事業者の事業活動を支援し、地域公共交通を維持するため、 プレミアム率50%の公共交通利用券を発行 (販売は終了) ・ 利用期間 :~6月30日(水)

岐阜県非常事態対策実行中 5月9日(日)~31日(月)

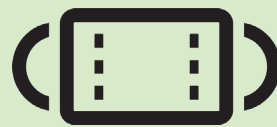
県は新規感染者数が過去最高の130人/日(5月7日現在)となり、感染力が非常に強く、若年層でも重症化すると報告されている変異株が流行するなど、感染が拡大しています。

◎市民の皆さんにお願い

- 基本的な感染予防(マスクの着用・手洗い・手指消毒・三密を避ける)
- 自宅も含め、大人数・長時間での飲食の自粛
- 河川敷などにおけるバーベキューの自粛
- 日中を含む不要不急の外出・移動の自粛
- 緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域との往來の自粛

問合 健康推進課 ☎35-3160

☑ マスクをしよう



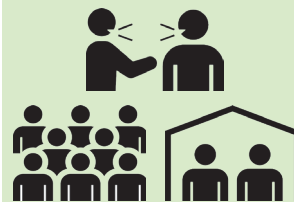
☑ 手を洗おう



☑ 手指の消毒



☑ 3密を避けよう



オールたかやまで更なる感染拡大を食い止めましょう!

編集・発行/高山市企画部広報公聴課

〒506-8555 岐阜県高山市花岡町2丁目18番地
TEL/0577-32-3333(代)
FAX/0577-32-7000(市長室直通)
FAX/0577-35-3174(広報公聴課直通)

E-mail/kouhou@city.takayama.lg.jp

HP/https://www.city.takayama.lg.jp/
携帯用HP/http://mobile.city.takayama.lg.jp/
防災行政無線の内容は電話でも確認できます
☎0180-995-690